三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字蕨平一五七〇の内一・一五七二の内一・一五五〇の一・一五五一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び身延町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十二年四月十三日
農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　山梨県南巨摩郡増穂町高下字北畑九五一の四
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字北畑九五一の四（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び増穂町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十二年四月十三日
農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　山梨県甲州市勝沼町深沢字深澤山三七六九の一（次の図に示す部分に限る。）
二　指定の目的　水源のかん養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字深澤山三七六九の一（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び甲州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十二年四月十三日
農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　山梨県北杜市須玉町下津金字松尾二〇七の一（次の図に示す部分に限る。）、二一六
二　指定の目的　水源のかん養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字松尾二〇七の一・二一六（以上二筆については次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び北杜市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十二年四月十三日
農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　山梨県北杜市明野町小笠原字入ノ沢六六二四の二
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字入ノ沢六六二四の二（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び北杜市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百六号

平成二十二年二月二十二日農林水産省告示第三百六十号で公示した種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づく次の品種登録の取消処分を取り消したので、これを公示する。
平成二十二年四月十三日
農林水産大臣　赤松　広隆

1　登録番号　第5074号
2　登録年月日　平成8年6月13日
3　農林水産植物の種類
Vitis L.
4　登録品種の名称　ピアート
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所　大村嘉汎　長野県松本市大字惣社361番地1

○国土交通省告示第三百四十六号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十八条第七項において準用する第二十五条の五十の規定に基づき、社団法人日本海事検定協会から変更の届出があったので、同法第二十八条第七項において準用する第二十五条の六十二第二号の規定により、公示する。
平成二十二年四月十三日
国土交通大臣　前原　誠司

社団法人日本海事検定協会から危険物の収納、積付けその他の運送及び貯蔵に関する技術的基準への適合性の検査のうち、危険物船舶運送及び貯蔵規則第百十一条に規定する危険物の積載方法その他積付けの検査及び同令第百十二条に規定する危険物のコンテナへの収納方法の検査を行う事業所について変更の届出があった件

一　君津事務所の変更
(一)　所在地の変更

変更前	千葉県君津市君津1番地
変更後	千葉県木更津市築地1番地1

(二)　変更年月日　平成二十一年十月二十日

○国土交通省告示第三百四十七号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十五条の七十において準用する第二十五条の五十の規定に基づき、財団法人日本海事協会から検査を行う事業所について、変更の届出があったので、同法第二十五条の七十において準用する第二十五条の六十二第二号の規定により、公示する。
平成二十二年四月十三日
国土交通大臣　前原　誠司